

北斗市立島川小学校 いじめ防止基本方針

平成26年2月28日 策定

令和5年4月4日 改訂

北斗市立島川小学校

<はじめに>

国の「いじめ防止対策推進法」施行（平成25年9月28日）に伴い、本校においてもいじめの未然防止、早期発見・解消等を図る校内の組織体制を整備し、児童の健全な成長を支援するため、「いじめ防止基本方針」を策定している。

北海道においては「北海道いじめの防止等に関する条例」が平成26年に制定され、北海道・北海道教育委員会が「北海道いじめ防止基本方針」を制定した（平成30年2月、令和5年3月改定）。北海道教育委員会においては「北海道いじめの防止等に向けた取組プラン（平成31年2月）」を策定し、いじめの防止等の基本的な方向や、擬態的な取組内容を示すなど、様々な施策及び事業を進めている。

本基本方針は、これらの動向を鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的、効果的に進め、児童の尊厳を守るとともに、児童が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境をつくることを目的としている。

1 基本理念

- (1) いじめの芽はどの児童にも生じ得るという緊張感をもち、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること。
- (2) 全ての児童がいじめを行わないよう、いじめ問題に関する児童の理解を深めること。
- (3) いじめを受けた児童の生命及び心身を保護するため、社会全体（学校・家庭・地域・行政等）が相互に連携協力し、いじめの問題を克服すること。

2 いじめの定義（認知の基準）

「いじめ」とは、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、その行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの解消

- (1) いじめに係る行為が止んでいること
 - ・ 心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安）継続している。
 - ・ いじめの被害の重大性等から必要な場合にはさらに長期の期間を設定する。
- (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる
 - ・ 苦痛を感じていないことを被害児童本人及びその保護者に面談等で確認する

4 「学校いじめ対策組織」について

(1) 設置の意義

- ・ 教職員がいじめの問題を抱え込まず、複数の目で状況の見立てができる
- ・ 心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者が加わり、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待できる

(2) 本校の組織「いじめ防止対策委員会」

- ① 構成 ・ 校長，教頭，当該学級担任，生徒指導担当者，養護教諭，特別支援教育コーディネーター （必要に応じて各関係機関の職員等を加える）
- ② 開催時期 ・ 年度始め，年度末，必要に応じて
- ③ 活動の具体（校務分掌と連携）

1 いじめの未然防止・早期発見

- ア いじめの未然防止を図る生徒指導を充実するための校内研修
- イ 早期発見のためのアンケート調査の実施
- ウ 教育相談体制の構築と児童理解の深化
- エ 児童会等が進める主体的ないじめ防止運動の支援
- オ 懇談会等への資料提供や通信等による保護者の啓発

2 発生したいじめへの対応

- ア 被害児童を守る指導と支援
- イ 正確かつ迅速な事実関係の把握と報告
- ウ 指導記録の作成，保管
- エ 加害児童への指導と支援（自己の行為を考えさせ，相手の痛みに気付かせる）
- オ 豊かな人間性を育む学級での指導（道徳，特別活動等）
- カ 保護者（被害・加害）への事実に基づいた報告及び話し合いの対応
 - ※ 複数の教職員で対応
- キ 関係機関との連携

3 いじめの再発防止

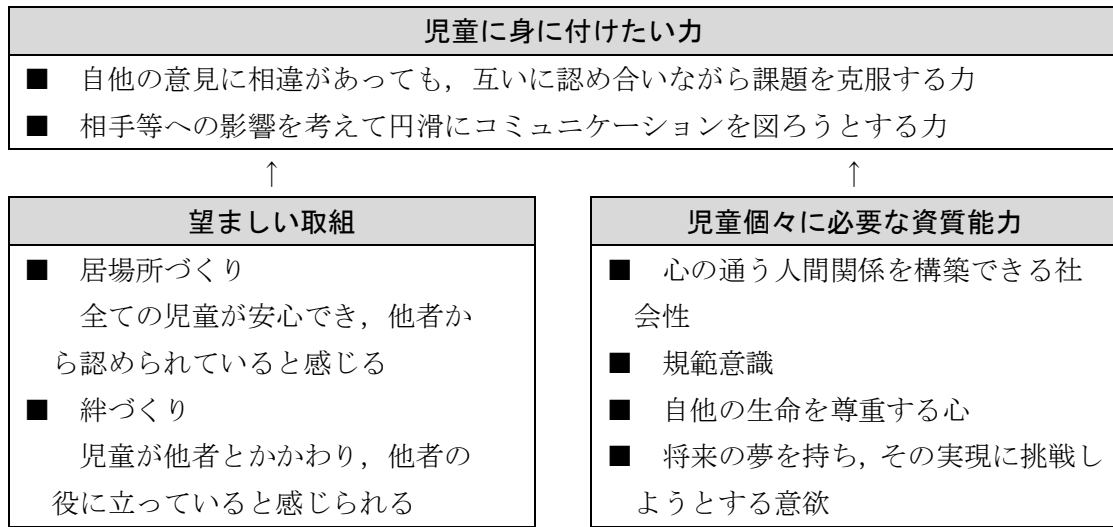
- ア 継続的に見守る指導
- イ 児童たちの自己有用感を高める生徒指導の改善・充実
- ウ 多数の目で見守るための保護者，地域との連携

4 活動の評価・改善

- ア 学校評価における「いじめ防止対策」の教職員・児童・保護者評価アンケートの実施及び結果分析と学校関係者評価結果の公表
- イ 評価結果を基にした改善策の策定と実行

5 未然防止

(1) いじめを生まない環境の醸成



(2) いじめの未然防止に向けた取組

① 指導の留意点

- ・ いじめの芽はどの児童にも生じ得ることから、全児童を対象とする
- ・ いじめは自分のこととして捉え、考え、議論することで、いじめに正面から向き合えるよう指導を工夫する
- ・ いじめの傍観者とならず、勇気をもって教職員へ報告するなど、いじめをやめさせるための行動をとることの大切さを伝える

② 指導の方向性

- ・ 心の通じ合うコミュニケーション能力を育む
- ・ 規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくり
- ・ 学習やその他の活動において自己有用感や自己肯定感を高められる取組
- ・ 地域の教育資源（人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など）を活用した道徳教育
- ・ 発達の段階に応じた、豊かな情操や社会性、規範意識を育む教育活動や体験活動
- ・ 教育活動全体を通じた人権に関する教育
- ・ 児童が自主的にいじめの防止に取り組む活動

6 早期発見・事案対処

(1) いじめを見逃さない体制づくり

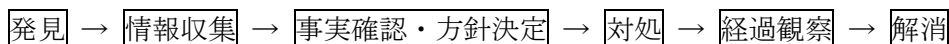
- ・ 積極的な認知
- ・ 組織的な対応
- ・ 適切な対処

(2) いじめの把握のための取組

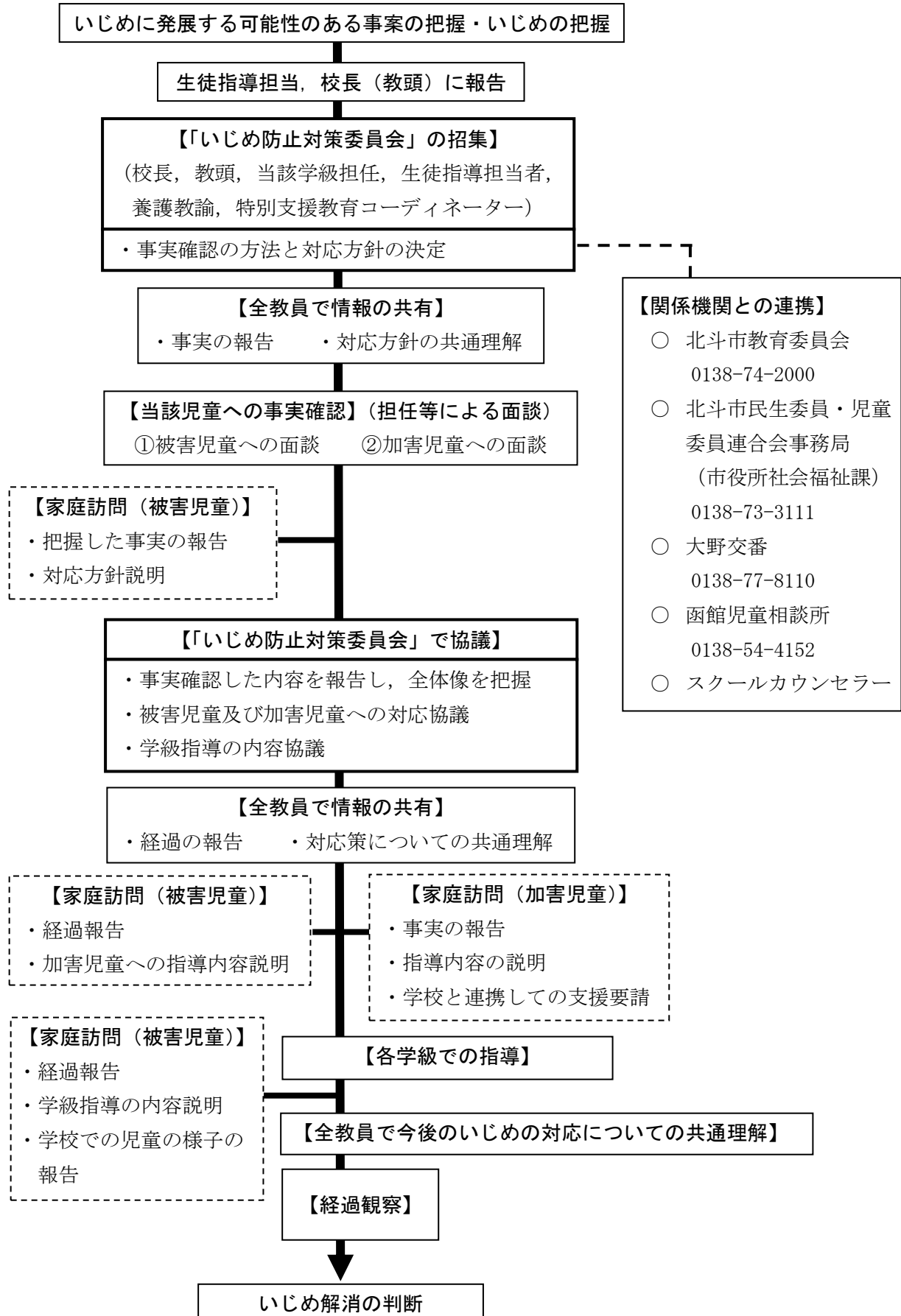
- ・ アンケート調査
- ・ いじめを訴えやすい環境づくり

(3) 適切な事案対処のための取組

- ・ 組織的な対応の流れ ※ 4ページ参照



6-(2) 組織的な対応の流れ 「いじめに係る情報を把握した場合の対応」



※ 関係児童への面談の記録を残す。(担任)

※ いじめ防止対策委員会の協議内容, 事案への対応の記録を残す。(生徒指導部)

7 保護者・関係機関等との連携

(1) 保護者との連携

いじめが確認された場合は、保護者に事実を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

(2) 関係機関との連携

必要に応じて関係機関の指導、助言あるいは支援を受け、いじめ事案の早期解消を図る連携を強化するとともに、いじめに対応する教職員の資質向上の研修の充実に努める。

(3) 異校種との連携

指導上配慮を必要とする児童の進学や転学等に際し、個人情報の取り扱いに十分留意しながら、学校間の引継が適切に行われるように努める。

8 重大事案への対応

(1) 迅速な対応と調査

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い及び相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときには速やかに対処するとともに、事実関係を明確にするための調査を実施する。

(2) 警察への通報等

いじめが犯罪行為と認められるときは警察と連携して対処する。さらにいじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) 報道機関等への対応の留意点

- 窓口の一本化（管理職）
- 正確な情報と事実の公開（個人情報保護への配慮）
- 公平で誠意ある対応
- 市教委（教育局）との事前協議
- 取材要請への的確な対応

<根拠となる関係法令等>

●いじめ防止対策推進法（平成25年）

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等のための組織を置くものとする。

●北海道いじめの防止等に関する条例（平成26年）

7 いじめ未然防止・早期発見プログラム 年間計画

- 1 積極的な児童理解、実態交流会の実施
- 2 「わかる」「できる」「参加できる」授業の工夫・改善
- 3 授業参観における道徳授業の公開（全学年年1回）

月	児童主体	教師主体	保護者及び関係機関との連携	評価・改善
4	・ 学習・生活習慣の定着 ・ 1年生を迎える会	・ 学習・生活規律の徹底（学級指導等） ・ いじめ防止対策委	・ いじめ防止基本方針の説明（全体懇談） ・ 児童の様子（学級懇談）	P:基本方針の策定 D:計画に基づいた取組の推進
5	・ 児童総会 ・ 緑の羽根募金活動	・ 児童会活動指導 ・ 児童実態交流	・ 児童理解（個人懇談）	
6	・ 田植え体験学習 ・ 運動会 ・ 6年修学旅行	・ いじめアンケート① ・ 教育相談週間① ・ いじめ防止対策委	・ 市P連「午後9時以降のネット接続禁止」 ・ 大野地区小中連携 毎月 第1・3日曜日は「ノー・ゲーム・デー」 ・ スクールカウンセラー来校	
7	・ 花いっぱい運動参加 ・ いじめ根絶標語作成	・ Q-U 調査① ・ 学校評価中間評価	・ 児童理解（個人懇談） ・ 日曜参観 サマーフェスティバル	C:アンケート結果と調査の分析評価 A:対応策の工夫・改善
8	・ 農業体験学習	・ 児童実態交流 ・ 学習・生活規律の徹底（学級指導等）	・	P:前期学校評価結果を基にした改善策
9	・ 稲刈り体験学習 ・ 5年宿泊研修 ・ 旗の波運動参加	・ 各学級の授業公開研修（7～12月）	・ いじめ対策経過説明 ・ 児童の様子（学級懇談）	D:改善策に基づいた取組の推進
10	・ 学習発表会	・ いじめアンケート② ・ 教育相談週間② ・ いじめ防止対策委	・	
11	・ 児童会 児童集会 ・ 赤い羽根募金活動	・ Q-U 調査②	・	C:アンケート結果と調査の分析評価
12	・	・ 学校評価	・ 児童理解（個人懇談） ・ スクールカウンセラー来校 ・ 日曜参観 ウインターフェスティバル	C:学校評価
1	・ 児童会 児童集会	・ 学習・生活規律の徹底（学級指導等） ・ 児童実態交流	・	A:学校評価との関連を図った分析
2	・ 6年生を送る会	・ いじめ防止対策委	・ いじめ対策経過説明 ・ 学校関係者評価	
3	・	・	・ 児童の様子（学級懇談）	P:次年度の基本方針策定